

ASAHI NEWS

令和8年4月10日
第193号

朝日税理士法人 城南支社
TEL: 03-3700-3331
FAX: 03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 4月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

固定資産課税台帳の縦覧期間：4月1日から4月20日まで又は市町村の条例で定める同税の
第1期目の納期限までのいずれか遅い日までの期間

給与支払報告に係る異動の届出期限：4月15日

経営・経済

4月13日：国際通貨基金(IMF)・世界銀行の春季会合(ワシントン、18日まで)

4月22日：貿易統計発表(財務省)

4月24日：全国消費者物価指数発表(総務省)

4月27日：日銀金融政策決定会合(日銀、28日まで)

4月30日：米GDP速報値(米：商務省)

4月30日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「年収の壁」 2年連続の引き上げへ

昨年の令和7年度税制改正で、いわゆる「年収の壁」の大幅引き上げが行われました。これにより、所得税の課税最低限の基準が103万円から160万円となり、配偶者控除の対象となる配偶者の合計所得金額(注)についても48万円から58万円に引き上げられました。



今年の令和8年度税制改正でも「年収の壁」についての引き上げが行われ、所得税の課税最低基準が160万円から**178万円**となりました。

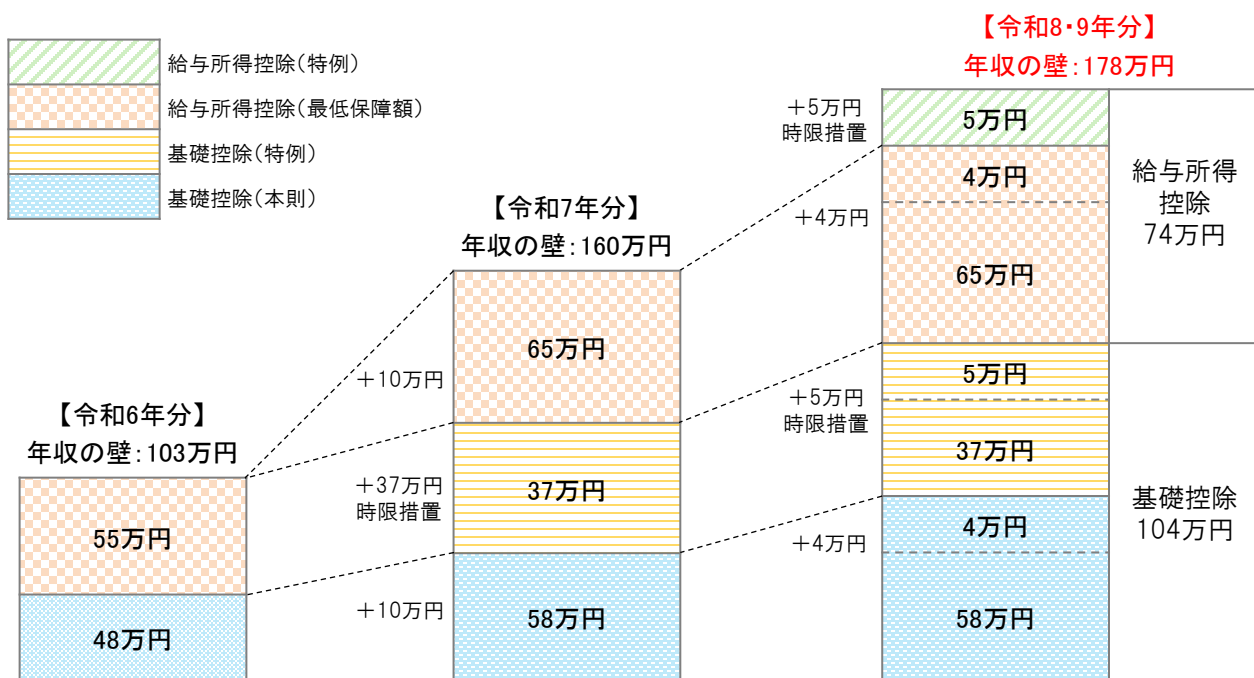
今月号では基礎控除・給与所得控除の改正点に触れつつ、令和8年度以降の「年収の壁」について取り上げます。

(注)給与収入のみの場合、給与収入から給与所得控除を引いた金額

年収の壁の変遷

令和6年まで103万円という「年収の壁」の時代が長年続いていたことから、「扶養の範囲内での就労」を意識する際、すぐに頭の中で思い浮かんだ年収水準だった方が多いのではないのでしょうか。

現在では下図の変遷の通り、基礎控除と給与所得控除の引き上げにより、「年収の壁」の基準が**178万円**となっています。



基礎控除・給与所得控除の見直しによる影響

基礎控除及び給与所得控除の見直しにより、同一生計配偶者や扶養親族等の合計所得金額要件についても改正がなされます。

基礎控除・給与所得控除の見直しに伴う所得税の措置	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下	62万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額	58万円以下	62万円以下
勤労学生 of 合計所得金額	85万円以下	89万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に係る最低保障額	65万円以下	69万円以下

「年収の壁」と言っても他の分野にも「年収の壁」があり、税金以外で広く知られている「年収の壁」として、社会保険の扶養範囲の130万円があります。保険料負担を嫌って働き控えをする方もいらっしゃるかもしれませんが、将来受け取れる年金の受給額が増えたりするなどのメリットもありますので、家計と相談しながら働き方を選択しましょう。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせください。

令和8年度税制改正～特定生産性向上設備等投資促進税制～

「強い経済」の実現に向け、大規模かつ高い収益性を目指す大胆な設備投資に対し、即時償却または税額控除を認める措置が創設されます。



制度概要

項目	内容	
対象法人	青色申告書を提出する法人	
対象資産	経済産業大臣の確認を受けた特定機械装置等、国内にある事業の用に供したもの (※事務用器具備品、本店・寄宿舍、福利厚生施設、貸付用資産は対象外)	
	機械装置	1台 160万円以上
	工具・器具備品	1台 120万円以上 (40万円以上、かつ、年度の合計金額が120万円以上の場合も可)
	建物	1,000万円以上
	建物附属設備・構築物	各120万円以上 (附属設備は60万円以上、かつ、年度の合計金額が120万円以上の場合も可)
	ソフトウェア	70万円以上
投資計画の 主な要件	◆ 投資規模： 35億円以上 (中小企業者又は農業組合等は5億円以上) ◆ 収益性：投資利益率(ROI) 15%以上 が見込まれること	
税制措置	以下のいずれかを選択して適用 ➢ 特別償却：取得価額までの即時償却 ➢ 税額控除：取得価額の 7% (建物、建物附属設備及び構築物は 4%) (※控除額は当期の法人税額の20%が限度。一定の要件を満たす法人は3年間の繰越しが可能)	

適用除外および重複適用の影響

1. 賃上げ・設備投資要件の未達による適用除外

大企業(中小企業者等以外の法人)において、以下のすべての条件に該当する場合、繰越控除を除き、本制度を適用することはできません。

判定項目	適用除外となる基準
所得金額	当期の所得が前期の所得を上回っていること
賃上・投資	以下のいずれかに該当すること ➢ 賃上げ不足：継続雇用者比較給与等支給額の増加割合が 1%未満 であること ➢ 投資不足：国内設備投資額が当期償却費総額の 30%以下 であること

2. 他の設備投資減税との重複適用不可

本制度の設備投資計画の確認を受けた法人は、計画期間中、①地域未来投資促進税制、②中小企業経営強化税制(同制度の繰越控除は重複適用可)、③カーボンニュートラル投資促進税制を重複して適用することはできません。

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行日から**令和11年(2029年)3月31日**までの間に設備投資計画の確認を受け、確認日から**5年を経過する日**までに設備を取得・事業供用した場合に適用が予定されています。